

## 参考資料 2

### 国家戦略特別区域諮問会議

スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会

#### 委員名簿

令和3年3月25日

(国家戦略特別区域諮問会議 議員)

会長 坂本 哲志 内閣府特命担当大臣 (地方創生)

(国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員)

秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション ファウンダー

坂根 正弘 株式会社小松製作所顧問

坂村 健 東洋大学情報連携学部 INIAD 学部長

竹中 平蔵 東洋大学教授

慶應義塾大学名誉教授

八田 達夫 アジア成長研究所理事長

大阪大学名誉教授

(国家戦略特別区域諮問会議 専門委員)

粟飯原 理咲 アイランド株式会社代表取締役社長

高橋 滋 法政大学法学部教授

村井 純 慶應義塾大学教授

柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科教授

(参照)

○「スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会」の設置等について  
(令和2年12月21日国家戦略特別区域諮問会議)

- 1 国家戦略特別区域諮問会議令(以下、「諮問会議令」という。)第2条第1項に基づき、国家戦略特別区域諮問会議に、スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会(以下、「専門調査会」という。)を設置する。
- 2 専門調査会は、スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する調査・検討を行い、国家戦略特別区域諮問会議に報告する。  
(主な調査・検討事項)
  - ・地方公共団体からの区域指定に係る提案に関する調査
  - ・国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)第三1.③「国家戦略特別区域の指定基準」に従った「区域指定の原案」の検討
- 3 諮問会議令第1条第1項に基づき、国家戦略特別区域諮問会議に、上記に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

○国家戦略特別区域諮問会議令(平成25年政令第342号)(抄)

(専門委員)

- 第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、国家戦略特別区域諮問会議(以下「会議」という。)の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
  - 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
  - 4 専門委員は、非常勤とする。

(専門調査会)

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

- 2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。
- 3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

(庶務)

第三条 会議の庶務は、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

(会議の運営)

第四条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

○国家戦略特別区域諮問会議運営規則(平成26年1月7日国家戦略特別区域諮問会議)(抄)

(専門調査会)

- 第11条 会議の議決により、専門調査会を置く場合は、専門調査会に会長を置き、議長の指名する者がこれに当たる。
- 2 専門調査会の議事の手続その他専門調査会の運営に関し必要な事項は、専門調査会が定めることとする。